

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成27年7月14日
戦略企画部

県民の声を受けて、平成27年5月18日、6月1日、6月16日及び7月1日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は52件ですが、このうち3件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は56件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A又はBを記した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	25	21	5	4		1		56

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既に実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部								
戦略企画部		3				1	1	5
総務部		5				1	1	7
健康福祉部		2					1	3
環境生活部		3				4		7
地域連携部		3					1	4
農林水産部		6						6
雇用経済部		1	1			1	2	5
県土整備部		3		1			2	6
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局		1			1			2
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		7	1				1	9
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局						1	1	2
計		34	2	1	1	8	10	56

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを記したもの）

ア 職員の服務又は行動についての提案意見又は苦情 No. 6、No. 7、No. 19、No. 48、No. 49、No. 50

イ 職員の喫煙又は服装についての苦情 No. 8、No. 24、No. 27、No. 32、No. 38、No. 47

ウ 交通事故相談についての御礼 No. 16

(2) 「県民の声を受けて実施した」案件で、業務の改善等へ反映したもの（別表の整理番号欄にBを記したもの）

ア プレミアム旅行券についての提案意見 No. 36

イ 職員の行動についての苦情 No. 50

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成27年5月18日、6月1日、6月16日及び7月1日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公表したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A又はBを記したものは、今月の主な内容(15件)
Aは職員に関するもの(13件)及びBは「県民の声を受けて実施した」案件で、業務の改善等へ反映したもの(2件)

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1 (9)	2015/5/22	提案箱	提案意見	庁内放送について	4月27日朝伊勢庁舎に出向き、窓口の担当者に用件を説明していたところ、「5つの心得」の庁内放送が流れたため、説明するのを妨げられました。職員向けの放送は始業時間前に流すべきと考えます。	戦略企画部	企画課	日頃は、県行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。また、「5つの心得」等に関する庁内放送について御意見をいただきありがとうございました。「5つの心得」等に関する放送は、職員行動指針「五つの心得」及びコンプライアンスの浸透を深め、業務や普段の生活の中で、職員が考えるきっかけになることを目的に平成25年度から実施しております。日々の業務を行うに当たり、県庁全体が一丸となって取り組む行動指針が「五つの心得」であるとともに、全職員が常にコンプライアンスを意識する必要があることから、多くの職員が在席している業務時間内に放送し、効果的な周知を図っております。今後は、各庁舎において、来庁者の方との打合せなどの妨げにならないよう音量を調整させていただきますので御理解賜りますようお願いいたします。今後とも、県民の皆様にとって価値の高い成果を届けられるよう、職員行動指針「五つの心得」の浸透を図ってまいりますので、御理解、御協力賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
2	2015/4/1	電子メール	照会	地方創生について	教えて頂きたいことがございます。今年1月のある新聞記事にて、「地方創生へ21計画支援」という記事を拝見しました。この中で、鳥羽市の他に三重県で2件の採択があったことを知りました。鳥羽市以外の2つの地域名を教えてください。何卒よろしくお願い致します。	戦略企画部	政策提言・広域連携課	平素は県政に御理解・御協力いただきありがとうございます。御質問いただいた計画は「地域再生計画」のことだと想定されますが平成27年1月の認定で、三重県関係の3つの計画が認定されています。そのうち1件は鳥羽市が作成し、残りの2件については三重県で作成したもので、その区域は2つの計画ともに「三重県の全域」となっています。認定された計画の内容等については内閣府のホームページに記載されていますので次のアドレスからご覧ください。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai30nintei/nintei_info.html 【三重県関係の3つの計画】○三重県の全域・「食」で拓く三重の地域活性化・航空宇宙産業の振興による地域活性化○鳥羽市の全域・鳥羽市「食」のしあわせ拡大プロジェクト	すでに実施している
3	2015/5/29	電子メール	提案意見	三重県は関西かどうかということについて	いくつかのパラエティ番組で、三重が「関西」代表として非日常的なことが起こった時のリアクションなどを調査する対象となっていることがあります。関西に分類されるのは「関西弁に近い方言」「名張・伊賀などの関西圏の存在」「中部、近畿の両圏域に属しているとの県の見解」などの理由があると思われませんが、方言で分類するならば徳島県など関西弁を話す地域は関西ということになり、現に三重県民全員が関西人のノリであるかのような印象を与える番組もあります。しかし、日本地名事典で近畿地方に三重が含まれていながら関西には入っていないように、一般的に近畿圏と関西は必ずしも範囲が一致しません。そこで県として、「三重は中部でも近畿でもあるけれども、関西かどうかは市や町ごとの地理的環境もあって明確でない」ということを示すべきではないでしょうか。	戦略企画部	政策提言・広域連携課	近畿や中部などの地方の区分については、法律等により一律に定められているわけではなく、歴史的背景や地理的条件、経済的・社会的関係など様々な要因を考慮し、適宜分類されているようです。三重県は、近畿圏と中部圏の結節点に位置し、それぞれの中心都市である大阪と名古屋に近接していることもあり、生活や文化、経済など様々な面で双方との関わりを持っています。本県では県民の皆様のニーズに対応した行政を進めるため、いずれか一方の立場からの対応では十分とは言えないとの考えのもと、両圏域に属しているとの認識に立ち双方の視点から行政を進めているところです。なお、関西という地域の区分についても近畿や中部と同様に明確な区分はなく、また県民の皆様の中にも様々な思いや考え方があることから、県として一つの見解を示すことは難しいと考えています。	すでに実施している
4	2015/4/3	面談・来訪	苦情	新聞の配架について	県民ホールによく来る者ですが、新聞を県民ホールに置かなくなったのはなぜですか。県民サービスを削るのはおかしいと思います。せめて、地元の新聞だけでも置いておくべきではないですか。そんなところまで経費削減をしなくてはならないのですか。県民ホールに来る者はみんな怒っています。	戦略企画部	広聴広報課	この度は、御意見をいただきましてありがとうございます。三重県の財政状況は、平成27年度以降も、歳出面で社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が増加し、臨時的な財政需要に機動的に対応できない硬直的な財政構造が継続すると見込まれています。このような厳しい財政状況の中、当課においても経費の節減に努めているところであり、平成27年4月1日から県庁1階県民ホールにおける新聞の配架を取りやめさせていただいております。どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。なお、御利用いただいた方には御不便をおかけしますが、次の三重県図書館においても新聞の配架をしておりますので、御利用いただきますようお願いいたします。・三重県立図書館 住所：〒514-0061 三重県津市一身上津部田1234(三重県総合文化センター生涯学習棟1階) 電話：059-233-1180(代表) 電子メール：mie-lib@library.pref.mie.jp	反映は困難である
5	2015/4/13	電子メール	要望	県民の声をホームページについて	今年3月の県民の声に掲載しましたが、その対応についてどうなったかについて確認しようとしても、年度別検索は可能でも月別検索ができません。また、対応の回答がなくてもどのような意見が同月にあったのか確認することもできません。とても県民の声に対応しているとは言えない状況なので、早急に改善してください。県の施策にどのように対応したかについて、平成22年までの声に対する平成24年対応分まで記載していますが、それ以降、平成27年までの対応は記載されていません。記載をやめたなら、その理由を記載すべきです。対応件数の表について、公開月に合わせて対応した件数で、投稿(質問)した月に対応していないので一般の人には無意味です。県民の声に意見した人より、声がかかっていたかということが仕事になっている、お役所的な仕事としか言えない掲載の仕方です。	戦略企画部	広聴広報課	「県民の声」の県ホームページへの掲載方法について、御意見をいただきありがとうございます。いただいた御意見の1点目の平成27年3月に「県民の声」に御投稿いただいたにもかかわらず、その対応について年度別検索は可能でも月別検索ができないとのことですが、現在は「県民の声」を受け付けた年月日ではなく、県ホームページへ掲載した年月日で分類しているため、お寄せいただいた声への回答を検索できず、御不便をおかけしています。2点目の県ホームページの「県民の声を県施策に反映した年度別の検索」において、平成23年度以降の事業分が掲載されていないとのことですが、「県民の声」の対応内容については、毎月、政策会議へ情報共有し、県ホームページ(http://www.pref.mie.lg.jp/D1SENRYAKU/kaigi/H24kaigi.htm)で公表しています。この点について、県ホームページにおいて説明の不足があることについてお詫びするとともに、その旨の説明を追加させていただきます。また、平成23年度及び平成24年度の事業分についても掲載させていただきました。3点目の「県民の声」の対応件数だけでなく、投稿された意見件数も掲載すべきとのことですが、現在は県ホームページへは対応中の「県民の声」については掲載していません。また、平成25年9月からは県ホームページへの「県民の声」の公開を月1回から月2回に増やし、より早く県民の皆様「県民の声」の対応内容を御覧いただけるようにしております。なお、「県民の声」の県ホームページへの掲載方法については、平成27年度中に見直す予定であり、いただいた御意見を参考に、「県民の声」をより見やすく、使いやすいものにしてまいります。御理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする

6 (A)	2015/ 4/9	電子 メール	苦情	職員の休暇 取得につ いて	職員で病気休暇と有給休暇を悪知恵を使って繰り返し、勤務すべき日の半分以上休んでいる人がいてその同じ担当部署の人が疲弊しているとききました。もう何年も続いているようです。税金泥棒ですよね。きちんと調べてHPで回答してください。	総務部	人事課	御指摘いただきました病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における、必要最小限度の期間取得できる休暇です。今後も適切な服務管理に努めて参りますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
7 (A)	2015/ 4/10	封書・ 葉書	苦情	職員の交通 事故につ いて	私は平成26年3月に津市内で交通事故に遭いました。その事故の相手は県職員でした。この事故で私は大きな打撃を受けました。職員の交通事故が度々あると聞きました。安全に務めていただきたいと思ひます。	総務部	人事課	この度は職員が起こした交通事故により多大な御迷惑をお掛けしたことににつきまして、お詫び申し上げます。職員の交通事故防止については、これまでも交通法規を遵守し安全運転に努めるよう注意喚起・指導をしてきたところですが、いただいた御意見も踏まえ、引き続き会議等様々な機会を捉えて、指導等を徹底してまいります。	す で に 実 施 し て い る
8 (A)	2015/ 4/20	電子 メール	苦情	勤務時間中 の喫煙につ いて	県庁、各県庁舎では勤務時間中に喫煙ばかりして時間を潰している職員を見かけます。私の勤めている企業では、勤務時間中の喫煙は禁止されています。他の企業でもそうです。三重県では、県民の税金を喫煙の時間も勤務時間としている職員に払い続けるのでしょうか。	総務部	人事課	御意見ありがとうございます。 職員の勤務時間中の喫煙については、業務に支障のない範囲で、かつ、最小限のものである必要があると考えており、これまでも会議等の場を通じて職員に周知してきたところです。 御指摘いただいた勤務時間中に喫煙ばかりして時間を潰すというような行為はあってはならないことで、職員が喫煙のため自席を離れる場合には、業務に影響を与えないようできる限り短時間で済ませるなど、職員の自覚が必要であると考えています。 今回いただいた御意見も踏まえ、引き続き様々な機会を捉えて注意喚起してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
9 (1)	2015/ 5/22	提案箱	提案 意見	庁内放送に ついて	4月27日朝伊勢庁舎に出向き、窓口の担当者に用件を説明していたところ、「5つの心得」の庁内放送が流れたため、説明するのを妨げられました。職員向けの放送は始業時間前に流すべきと考えます。	総務部	人事課	日頃は、県行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。また、「5つの心得」等に関する庁内放送について御意見をいただきありがとうございました。「5つの心得」等に関する放送は、職員行動指針「5つの心得」及びコンプライアンスの浸透を深め、業務や普段の生活の中で、職員が考えるきっかけになることを目的に平成25年度から実施しております。日々の業務を行うに当たり、県庁全体が一丸となって取り組む行動指針が「5つの心得」であるとともに、全職員が常にコンプライアンスを意識する必要があることから、多くの職員が在席している業務時間内に放送し、効果的な周知を図っております。今後は、各庁舎において、来庁者の方との打合せなどの妨げにならないよう音量を調整させていただきますので御理解賜りますようお願いいたします。今後とも、県民の皆様にとって価値の高い成果を届けられるよう、職員行動指針「5つの心得」の浸透を図ってまいりますので、御理解、御協力賜りますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
10	2015/ 5/1	電話	要望	自動車税の 納期限につ いて	自動車税の納税通知書は、届いてから納期限までが短すぎます。5月1日に発送されたとしても連休で配達遅れるし、ボーナス時期より前であるし、勤め始めたばかりでお金がない人もいるだろうし、去年と同じ税額が通知されると思っていても上がることもあり、納期限までにお金を用意することが大変です。今と同じ5月末を納期限とするなら4月中旬に発送したり、発送日を今と同じにするなら納期限を5月末から6月末に変えるなどしてください。	総務部	税収確保課	自動車税の納期については、地方税法第149条で「5月中において、当該道府県の条例で定める」と規定されています。それを受けて、三重県県税条例第128条第1項で「自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする」と規定しています。なお、地方税法第151条第2項で「納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない」とされており、三重県県税条例第129条第2項でも同様の規定を設けています。このことから、5月上旬に納税通知書を発送し、5月末を納期限としていることは、法令の規定によるものですので、御理解いただきますようお願いいたします。自動車税は行政サービスを行う上で貴重な財源となっており、県の安定的な行財政運営を行うためにも、早期の収入を図る必要がありますので、納期限を6月末にすることについても、非常に困難であることを併せて御理解いただきますようお願いいたします。また、税額についてですが、自動車の排出ガスや燃費性能に応じて環境負荷の小さい自動車は自動車税が安くなり、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が高くなるグリーン化税制がありますので、御理解いただきますようお願いいたします。	反 映 は 困 難 あ る
11	2015/ 5/14	電子 メール	照会	ふるさと納 税につ いて	全国的に「ふるさと納税」が話題になっていますが、どのような税金を納めている人が対象なのか。また、どのような方法で納税をすればよいのでしょうか。その他にも特典があれば教えてください。	総務部	税務企画課	「ふるさと納税」は、都道府県や市区町村への寄附制度で、どなたでも寄附をしていただくことができます。個人による都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、自己負担額2千円を超える部分は、確定申告等の手続を行うことで、一定限度まで原則として所得税と住民税から全額が控除されます。これにより、『ふるさと』へ納税したのと同様の効果を得られるため、「ふるさと納税制度」と呼ばれています（税金の控除を受けていただくには、いくつかの条件（個人住民税所得割額の2割を上限等）がありますので、ご注意ください。）。なお、寄附先は、全都道府県・全市区町村が対象となり、自由に選んでいただくことができます。出身地や過去の居住地などに限定されていません。また、三重県に寄附を行っていただくには、インターネット、コンビニ、県から発送させていただく納付書、現金書留等の方法があります。ご希望される場合は、インターネット上でお手続きいただくか、お問い合わせいただければ資料を送付させていただきますので、お気軽にお問合せください。お礼としまして、2千円以上のご寄附をいただいた方には、三重県立美術館や齋宮歴史博物館の入場券等をお送りさせていただいております。今後も、三重県の応援をよろしくお願いいたします。 ※三重県ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/FURUSATO/	す で に 実 施 し て い る

12	2015/5/20	電子メール	提案意見	県管理敷地内での禁煙について	三重県合同ビルを利用するために県庁駐車場を利用した際、歩き煙草をしている男性を見かけました。受付の方に聞くと煙草のポイ捨てが多く困っているそうです。県庁職員の方にも歩き煙草をする人がいるとの事でした。女性の活躍推進とか子育て応援などを掲げる以上、県庁ゆかりの敷地内での受動喫煙を無くす事は必須の課題だと思います。仕事に歩き煙草ができる人は、休日でも平気で歩き煙草をすると思います。子どもとすれ違う可能性も十分あります。もしそれで大げがをしたら、大変なことです。愛煙家の方には「吸う権利と自由」があります。しかしながら、嫌煙家には「吸わない権利と自由」がありません。少なくとも三重県行政に関係する建物の敷地内は全て禁煙にすべきだと考えています。	総務部	管財課	御意見ありがとうございます。三重県では、現在、受動喫煙防止対策として県庁舎内に喫煙室を設け、建物内での分煙を実施しているところ。なお、今後の喫煙室のあり方について、受動喫煙防止の観点から、現在、関係各課が検討しているところであり、いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
13	2015/4/10	電子メール	提案意見	ペット産業と殺処分について	私は引っ越しした後の不安な心を動物に癒されました。そして、動物の現状を知り、物凄く衝撃を受け、とてつもなく心が痛みました。日本の犬や猫たちは年間20万匹が保健所に收容され、そのうち17万匹が人間の手で殺処分されているのです。もがき苦しんで死んでゆくのです。その3割が飼い主の身勝手な手で保健所に收容された動物たちです。自分の手で殺さないから、その現状を知らないから保健所に連れて行くのだと思いました。日本では簡単にペットショップでお金で動物を買えます。日本は繁殖場で動物たちを生産し、ペットショップに売られ、売れ残った動物や飼い主から捨てられた動物は殺処分されるか、繁殖犬とされ、ポロボロになるまで働かされるのです。私はこのことに、違和感を覚えました。これがモラルのある社会だとは絶対に言えないと思いました。この日本のペット産業の現実をたくさんの方に知ってもらいたいです。ある国では殺処分がゼロで、動物を家族の一員と考えているそうです。ペットショップのようなお金で動物を売るというシステム自体がありません。動物を飼いたい人は施設に行き、飼い方をしっかり教わってから家族の一員として迎え入れます。だからこそ動物を大事にし、殺すことがないのです。殺処分に関しても毎年数十億円という膨大な税金が使われています。税金をこんな事に使ってほしくありません。動物たちが幸せに生きていける為に使ってください。法律で殺処分をゼロにすることは国や県が動かないかぎり、遠い道のりです。その間、罪のない動物たちは何十万匹と殺され続けていきます。野良猫が増えるのも、保健所に連れて行き、殺せばいいという考えではなく、去勢手術をすれば増えなくなるのです。人間と動物が一緒に生きていく、動物達が殺される事のない、平和な日本になってほしいです。このことを、どんな形でも良いので、市民の皆さんに伝えてほしいです。そして、灰になるために産まれてくる命をなくし、殺される命をなくしたいです。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、御意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、ペットショップ等の動物取扱業者に対して監視指導を行っております。さらに平成25年度に策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処分がゼロになることを目指して、啓発事業の推進や譲渡事業の充実に取り組んでいますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
14 (40)	2015/5/8	電子メール	提案意見	歩行障がい者と歩道について	近年は、バリアフリーで、駅を中心として整備されている歩道には必ずと言っていい程、視覚障がい者用のブロックが敷設されています。社会参加を促進する為の物だとは理解していますが、何故、間断なく敷設されているのですか。二足が健常である視覚障がい者にとっては、迷いもせず目的地に辿り着けるブロックですが、歩行障がい者や車いすを押す者にしてみれば1mごとにブロックがある場所、ない場所を作るほうが良いと思います。また、歩道をわざわざ車道から高く土盛りして施工してあるため、歩道に面した駐車場などは車の出入りがしやすい様に、歩道の全体を斜めにカットしたり、ときには真ん中近くから急なカットもしてあります。これでは障がい者にとって移動が苦痛です。いろいろな施策を施してもらっていますが、障がい者の中にはそのために外出を控えてしまう人もいます。こんな考え方は、バリアフリーやユニバーサル社会の実現に際しては、受け入れてもらえないものではないでしょうか。視覚障がい者のことばかりを優先させずに、歩行障がい者のことも考えて譲り合うことはできないでしょうか。	健康福祉部	地域福祉課	御意見ありがとうございます。視覚障がい者誘導用ブロックは、道路を歩行している視覚障がい者に歩行位置と移動方向の手がかりを案内するための施設であり、視覚障がい者にとって重要な歩行の手助けとなっています。また一方で、車椅子使用者、ベビーカー使用者、シルバーカー使用者、高齢者等にとっては、ブロックの突起が円滑な移動の妨げや転倒の原因となることもあるため、全ての人が満足できる施設でないことも認識しています。御意見いただきました、1mごとにブロックが「ある場所」と「ない場所」を設けることについては、ブロックのない場所で視覚障がい者が直接足で踏むことや白杖で触れることが出来ず、一人で歩行する際に進む方向を見失った場合、大きな事故に繋がる危険性もあります。このため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準においても、「視覚障害者の歩行の多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設を結ぶ歩道等は、必要に応じて連続して敷設すること。」と定められておりますので、御理解をお願いいたします。	反映は困難である
15	2015/6/4	電話	提案意見	県内の自殺防止策強化について	県内の自殺者数(未遂を含む)は減少傾向です。自殺者数をさらに減らさなければなりません。ピーク時の半分以上までに減少させなければなりません。本年は全国の自殺者数を平成9年以来18年ぶりとなる年間2万5000人以下にし、平成32年までに統計を始めた昭和53年以降では初めてとなる年間2万人以下に抑えることもノルマだと思います。県内の自殺防止強化のために、どうぞよろしくお願いいたします。	健康福祉部	健康づくり課	本県の自殺者数は、依然高い水準で推移しており、その内訳を見てみると、中高年男性が大きな割合を占めている一方、いじめ等による生徒学生の自殺や就職をめぐる困難を苦にした若者の自殺が大きく報道されるなど、若年の自殺が新たな課題となっています。また、自殺の原因・動機では、身体疾患のほか、うつ病や統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患を含む「健康問題」が最も多くなっています。人の命は何ものにも代えがたいものであり、自殺はその多くが社会の努力で避けることができるというのが世界の共通認識となっていることから、本県では成25年に策定した「第2次三重県自殺対策行動計画」に基づき、世代別の健康課題や自殺の危険因子である精神疾患対策などの取組を行うことにより、「尊い命が自殺で失われることのない社会」の実現を目指してまいります。	すでに実施している
16 (A)	2015/4/24	電話	激励賛同	交通事故相談について	交通事故相談に大変お世話になりました。本当にいい職員でした。散歩をしていて事故に遭い、病院に受診し、リハビリをし、良くなるまでに2年もかかりました。お金がもらえないと思い、本当に死にたいと思うぐらい悩んでいました。相談をして助けてもらいました。本当に良かったです。私はこれからも親族の世話などたくさんやることがあるので、本当に助けてもらったと思っています。ありがとうございます。こういう感謝の言葉があったことを伝えてください。	環境生活部	交通安全・消費生活課	交通事故相談窓口の相談員に対して、大変『励み』となる御意見を頂きありがとうございます。交通事故相談窓口では、電話及び面接での相談対応を実施しております。現在、面接での対応ができなくても電話相談において、十分な相談効果が得られるように相談員の資質の向上に努めております。また、県内では、NPO交通事故被害者センターが、定期的に市町に事故相談窓口を開設しています。交通事故相談窓口では、今後も『県民の力』となれるような相談業務に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。	施策の参考とする

17	2015/5/28	電話	苦情	県の相談窓口の名称について	県のある相談窓口の名称に人名ととらえられるものがありますが、これはいじめの原因になるのではないのでしょうか。	環境生活部	交通安全・消費生活課	御指摘の県の相談窓口の名称につきましては、人の名前を表すものではありません。今後の広報につきましても、この点につきましては慎重に行ってまいりますので、どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
18	2015/4/15	電子メール	提案意見	総合博物館の企画展について	総合博物館の企画展の図録を印刷し直したという情報がインターネット上に流れていますが、本当ですか。もし事実なら、なぜそのようなことになったのですか。印刷し直しなら、当然経費が余分に必要ですが、どこが負担しているのですか。もし税金が投入されているなら誰が責任を取るのですか。経緯と責任の所在、担当者の処分、今後の対応策などをきちんと公に説明すべきです。	環境生活部	総合博物館	企画展へのご意見ありがとうございます。この度、企画展「親鸞 高田本山専修寺の至宝」の図録の作成に的確さを欠き、多くの箇所で見間違いやシールで訂正するなどの不手際があり、多くの皆様に御迷惑をおかけいたしました。御迷惑をおかけした皆様をはじめ、県民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。図録の印刷につきましては、御好評をいただき、御購入などの需要が見込まれましたので、初版の誤植等については修正したうえで増刷を行いました。今後はこのようなことがないように充分注意し、利用者の皆様にさらに親しんでいただける博物館をめざしてまいりますので、今後ともご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。	すでに実施している
19(A)	2015/4/22	電子メール	提案意見	職員の対応について	先日、博物館で来館者が怪我をした際の職員の対応に疑問を持ちました。その場には、警備員と職員が数名いたにも関わらず、怪我をされた方へ駆け寄り声掛けする様子もなく、呆然と立ち尽くしてしまいました。受付職員が怪我をされた方へ駆け寄り、様々な対応をしていたようですが、後から奥から出てきた職員はただじっと立っているだけでした。受付職員は、床についた血を拭いた後すぐにチケット売り場の方へ戻っていききました。 このような事の際、こういった対応をするのかマニュアルがあるのかもしれませんが、明らかに受付職員のみが対応をしていたことに疑問を持ちました。 企画展等いつも楽しみにしています。けれど、このような対応ばかり続くと来館者も減っていくのではないかなと感じます。是非、職員全員が受付職員のような対応ができるようになるべきだと感じました。	環境生活部	総合博物館	いつも当博物館を御利用いただき、ありがとうございます。この度は、怪我をされた方に対する当館職員の対応について、御心配をおかけしたことについてお詫び申し上げます。 当館では、事故等が発生した場合には、救護、事故の事実確認、救急車の要請、来館者対応などの役割を、現場近くの職員を含む関係職員が分担・協力して行うこととしており、状況の確認を行った後は、事故対応に必要な職員以外は通常業務に戻り、博物館の運営に当たっております。 博物館では、お客様に安心して御利用いただけるよう、安全対策や緊急時の対応について適宜点検するとともに、事故が発生した場合には状況の再点検を行い安全のための案内表示の増設や、緊急時の対応等の見直しを実施してまいります。 今回いただいた御意見を共有し、今後はお客様が不安を持たれるような対応のないよう、努めていきたいと考えておりますので、今後も博物館にお越しいただきますよう、よろしく御願いいたします。 貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。	すでに実施している
20	2015/5/8	電話	苦情	企画展の図録について	博物館の図録の誤植の件について、大変な憤りを感じています。間違いの箇所がたくさん見つかり、誤字などの初歩的なミスばかりだと聞きましたが、印刷する前にきちんと見直しをしたのですか。職員が校正したのですか。こんな状態で出版し、販売するなんて考えられません。これを買った県民も、資料を博物館に貸した側も被害者ということになります。こんなことでは今後、博物館には何も貸してもらえないのではないかと思いませんか。納税者として、こんな間違いが許せないと思いました。	環境生活部	総合博物館	この度、企画展「親鸞 高田本山専修寺の至宝」の図録の作成に的確さを欠き、多くの箇所で見間違いやシールで訂正するなどの不手際があり、多くの皆様に御迷惑をおかけいたしました。御迷惑をおかけした皆様をはじめ、県民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。今回の反省を踏まえ、今後の企画展運営を充実させるため、他県の博物館を参考にさせていただき、利用者の皆様にさらに親しんでいただける博物館を目指してまいりますので、今後ともよろしく御願いいたします。	すでに実施している
21	2015/5/13	面談・来訪	提案意見	ユニバーサルデザインについて	総合博物館（MieMu）について、中の展示は、触ったりすることができるものもあり、視覚障がい者にも配慮されていますが、博物館のチラシ（開館時間、電話番号、館内案内等が記載されている簡単なもの）は点字で表記されている物はありませんでした。誰もが楽しめる博物館ということなのに、基本情報を記したチラシが点字になっていないし、そのことを博物館職員は当たり前のように言われました。視覚障がいの方だけでなく、聴覚障がいの方にも、手話ができる職員を配置する等の配慮を行うと、障がい者にも優しい施設として広まり、来館者も増えると思います。	環境生活部	総合博物館	この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。当館では、どなたにも楽しんでいただける博物館を目指しており、障がい者の方にも安心して博物館を楽しんでいただけるよう、博物館の設備や展示をつくる際には、障がい者団体をはじめ多くの皆様にご意見をいただきながら整備を進めました。しかしながら、実際にご利用いただくに当たっては、設備や展示などのハード面だけでなく、今回、視覚障がいの方への配慮としてご指摘をいただいた点字のチラシや、聴覚障がいの方への手話による案内などのようなソフト面の充実も大切であると認識しております。この度いただきました御意見を踏まえ、ソフト面の充実に向けて、できる部分から着実に前進できるよう、職員一同、努力してまいりますので、今後ともよろしく御願いいたします。	施策の参考とする
22	2015/5/25	電子メール	苦情	企画展に関連した講演会について	総合博物館で企画展の図録に不備があったので、お詫びする講演会が開催されるという記事を見ました。そうした催しがお詫びになるかどうか疑問ですが、何ともみっともないことで県民として恥ずかしい限りです。開館以来、博物館の展覧会図録を見ていますが、いずれもレベルが低くプロの仕事とは思えません。その点、県立美術館の図録や展覧会はきちんとしています。博物館の根本問題は、館長らによる学芸員への指導・教育、企画展運営のマネジメントができていないことです。職員をきちんと指導して、先頭に立って責任を持って博物館を運営できるプロの人材を早急に確保すべきです。	環境生活部	総合博物館	この度、企画展「親鸞 高田本山専修寺の至宝」の図録の作成に的確さを欠き、多くの箇所で見間違いやシールで訂正するなどの不手際があり、多くの皆様に御迷惑をおかけいたしました。御迷惑をおかけした皆様をはじめ、県民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。今回の反省を踏まえ、今後の企画展運営を充実させるため、県立美術館や他県の博物館を参考にさせていただき、利用者の皆様にさらに親しんでいただける博物館を目指してまいりますので、今後ともよろしく御願いいたします。	施策の参考とする

23	2015/6/8	電子メール	照会	空港について	三重県には、どうして空港が無いのですか。造る予定などは無いのですか。	地域連携部	交通政策課	御質問いただきありがとうございます。三重県は大阪圏や名古屋圏に近いので、国際拠点空港である中部国際空港や関西国際空港を利用しやすい位置にあると考えます。まずはこれらの空港へのアクセスの向上や、機能の充実が重要と考え、様々な施策を実施しておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
24(A)	2015/4/13	提案箱	苦情	ジャンパーの着用について	三重県職員は作業以外の時には、作業服を着用しないように聞いています。国体準備課の職員は常時ジャンパーを着用しているように思います。イベントのときだけ着用すべきではないですか。それに、あのようなジャンパーが必要なんですか。税金の無駄使いだと思います。	地域連携部	国体準備課	御意見ありがとうございます。第76回三重国体については、平成24年1月に内々定を受けて以来、市町や競技団体等と連携したポスターの掲示やチラシの配布、「県民の日」等のイベントを通じて国体開催の周知に努めてまいりました。イベント等でジャンパーを着用することは視覚に訴える、統一感のあるものとして訴求力も高く、他の開催県の事例も参考に、広報の取組の一環として活用しているものです。なお、庁内でジャンパーを着用することも来庁者等への周知の一助になるものと考え、広報ツールとしての活用をできる限り図ろうとするものであり、御理解賜りますようお願いいたします。今後も平成33年に本県で国体が開催されることや国体開催にご理解いただくためにも、県民の皆様に対する広報の取組を一層進めてまいりますので、御理解、御協力賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
25	2015/5/25	電子メール	苦情	スポーツの施設の管理について	スポーツの杜鈴鹿において、頻繁にごみが撒き散らかされています。休日の翌日だけではなく、平日でも大量にごみがあります。ごみはあちこちに分散しておりおそらく車から投げ捨てられたものだと思います。歩道に違法駐車している車を見かけたことがあります。この施設の管理は非常にいい加減で、ほとんど何もしていません。警備員もおらず、いつでも誰でも出入りが可能です。これは治安に関わる問題です。こういう状態が放置されることは間違っていると思うのですが、何か対応策はないのでしょうか。	地域連携部	国体準備課	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿では1日3回の委託業者による清掃作業及び職員の巡回清掃によりゴミ回収を毎日行い、敷地内にゴミが散乱しないよう努めています（市道にゴミが散乱している場合は、管轄である鈴鹿市にも対応を要請しています。）。また、1日3回の警備員及び職員による巡回により、敷地内の違法駐車に対し、「駐車禁止」の旨を告知し、「車を移動するよう」呼びかけを毎日行っています（ただし、敷地外の違法駐車については、場合によっては警察に連絡し、対応することになります。）。今後も引き続き利用者の方々に快適に御利用いただけるよう、適切な施設管理に努めてまいりますのでご理解をお願いします。	すでに実施している
26	2015/5/22	提案箱	提案意見	コピー機の設置について	コピー機の設置を要望します。	伊勢庁舎 志摩庁舎	域南勢 活性化 地域 防犯 活性化 局 地	御意見をいただきありがとうございます。有料のコピー機の設置については、事業者に依頼することになります。事業者によりますと、コピー機の設置は、一定枚数以上の利用が前提とのことであり、伊勢庁舎では採算ベースに見合うほどの需要が見込めないことから、直ちに御意見に沿うことは困難な状況です。つきましては、御不便をおかけしますが、近隣の店舗等をご利用いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
27(A)	2015/4/10	電子メール	苦情	職員の身だしなみについて	仕事で県内の農林水産事務所へ行ったところ、対応した職員の1名が三重県から税金を使って支給されている作業服を着ていました。その職員は作業服の前のボタンファスナーをしないで全開にしていた。又、事務所内には同様に作業服の前を全開にしていたり、袖のボタンをしないでパカパカさせている職員が見渡した範囲内に数名見えました。県民の大切な財産を守り、県の将来を託している県の職員の方がその様な状況で良いのか非常に不安に感じました。昨年、三重県情報公開条例に基づいて「三重県から支給された作業服を着て業務をしたり窓口対応する時に前のボタンファスナーをしないで全開にしたり袖のボタンをしないでパカパカさせるという規程をした公文書」の情報公開請求をしましたが、不存在でした。担当の人事課職員にこんな身だしなみで良いのか質問したところ「いけません」ということでした。その後、人事課を訪問した際にも「会議等で指導している」（つまり規則である）と聞いています。訪問した農林水産事務所では、前任者に作年の4月に身だしなみの事で直接注意していますし、所長、副所長にも何度もお話ししました。話したのは「作業服のボタンを閉めるという規則を守る判断すら出来ない職員に大切な公務で正しい判断ができるのでしょうか」ということでした。冬に所長、副所長とお話して改善の兆しがありました。久しぶりにお伺いすると元の状態に戻っていました。新年度になって人事異動等があると守れないのですね。又、今年の1月頃に他の建設事務所に乗入れの協議の件でお伺いした時も同じ状況でした。そもそも作業服というのは、工場や建設現場等で着用した際に巻き込み等の事故を起こさないようにボタンやファスナーは閉めなければならないという機能的な事もありますし、窓口でお客様と対応する際に身だしなみの規則を守れないような社会人としての常識がない職員に大切な公務をお任せして良いのか本当に不安です。	農林水産部	農林水産総務課	御意見ありがとうございます。御指摘いただきました、勤務時間中の職員の身だしなみにより、不快感を感じられたことについて、お詫び申し上げます。職員に対しては、かねてより勤務時間中の身だしなみについて、職場の会議等の場で注意を促しているところです。今後も引き続き、来庁される方をはじめ、県民の皆様信頼されるよう、職員に徹底してまいります。	すでに実施している

28	2015/4/27	電子メール	提案意見	害獣の鳥獣肉の利用について	以前、大手スーパーで鳥獣肉の販売を開始するとテレビ放送で拝見したのですが、今まで一回も目にしたことはありません。ジビエは精肉にするには効率的ではないのかとは思いますが、なかなか手に入らず残念に思っています。先日、鳥ハムなどを自作する機会があり、ふと鹿肉やイノシシ肉をハムやソーセージに加工すれば物珍しさもあり、保存性や獣くささも軽減できて観光資源にもなるのではないかと思います。鯉節のように保存性を高め、出汁を取るにも便利なものに加工できれば面白いのではないかと思います。各地の農業高校や水産高校などと連携を取り、販売につなげられれば新たな需要の掘り起こしにならないでしょうか。そもそもそういった獣肉の数が少なく生産につながらないのであれば、牧場を作ってしまうばとも思います。また、過疎化した地域の町おこしにつながらないかとも思います。どうか一度ご検討頂けないでしょうか。よろしくお願ひいたします。	農林水産部	フードイノベーション課	日頃は三重県の農林水産行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。また、この度は害獣の鳥獣肉の利用について御意見をいただきありがとうございました。鹿肉や猪肉などの野生獣肉を安全・安心に召し上がっていただくため、三重県では「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアルを作成し、解体処理から流通に至るまでの衛生・品質管理を徹底しており、このマニュアルに基づき衛生管理や品質向上を行っている解体処理、加工、販売、飲食の事業者を県が審査し、登録（「みえジビエ登録制度」）しています。みえジビエ登録制度で登録された施設で生産された鹿肉・猪肉を「みえジビエ」と呼んでおり、みえジビエは「みえジビエの買えるお店」として登録された施設でお求めいただけます。みえジビエ登録事業者は県ホームページで公開しておりますので御覧ください。 http://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/foodinnovation/jibie/miejivie.htm また最近では、衛生管理や品質管理が確保された高級食材としてのみえジビエの需要も増えているため、将来的な鹿や猪の肥育も視野に、施設の規模や維持管理費用などの検討を行うこととしています。	すでに実施している
29 (30) (31)	2015/5/7	電子メール	提案意見	これからの農村地帯について	近くの農地を開発すると聞きました。どんな風に開発されるのだろうかと期待をしていたのですが、商業施設のようなものです。これ以上農地をつぶしてまで商業施設があるのだろうかと思っています。もうすでに地権者の方とは契約が終わっているらしく、私達が何を言っても変更はないと思いますが、なぜ商業施設ばかりが増えるのですか。もっとこの地の事を考えてくださるのなら、もっと農家がこの先、生計が成り立つような開発を考えて頂きたいと思ひます。農地は後継者もだんだんといなくなり、農家は農地を手放しています。相続をしたとしても農家では食べて行けません。税金だけでも稼げないのが現状では、農家の担い手は無くなる一方で、広大な平地の広がる農村地帯がどんどんと荒れる一方です。この地をどの様にしていこうと考えているかお聞かせください。よろしくお願ひいたします。	農林水産部	農業戦略課	担い手育成課の回答と同じです。	すでに実施している
30 (29) (31)	2015/5/7	電子メール	提案意見	これからの農村地帯について	近くの農地を開発すると聞きました。どんな風に開発されるのだろうかと期待をしていたのですが、商業施設のようなものです。これ以上農地をつぶしてまで商業施設があるのだろうかと思っています。もうすでに地権者の方とは契約が終わっているらしく、私達が何を言っても変更はないと思いますが、なぜ商業施設ばかりが増えるのですか。もっとこの地の事を考えてくださるのなら、もっと農家がこの先、生計が成り立つような開発を考えて頂きたいと思ひます。農地は後継者もだんだんといなくなり、農家は農地を手放しています。相続をしたとしても農家では食べて行けません。税金だけでも稼げないのが現状では、農家の担い手は無くなる一方で、広大な平地の広がる農村地帯がどんどんと荒れる一方です。この地をどの様にしていこうと考えているかお聞かせください。よろしくお願ひいたします。	農林水産部	担い手育成課	近年の農業は、担い手の高齢化や生産物価格の低迷などにより農業経営者は減少していますが、一方で、福祉事業所や企業など多様な担い手の農業参入や商品に対する本物志向など、農業の発展を支える動きも出てきています。本県では、平成22年12月に「三重県食を担う農業および農村の活性化に関する条例」、平成24年3月に「三重県食を担う農業および農村の活性化に関する基本計画・行動計画」、平成24年4月には「三重県民カビジョン」を制定・策定し、生産から加工・販売までを見据えた農業の6次産業化やブランド化品の生産など「もうかる農業」の実践に向けた取組を進めているところです。一方で、農地が荒れていくことを防ぐための一つの対策として、作り手のいなくなる農地を借り受け、受け手である担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」などにより、農地の保全と生産性の向上を推進し、農業の競争力強化を図っています。	すでに実施している
31 (29) (30)	2015/5/7	電子メール	提案意見	これからの農村地帯について	近くの農地を開発すると聞きました。どんな風に開発されるのだろうかと期待をしていたのですが、商業施設のようなものです。これ以上農地をつぶしてまで商業施設があるのだろうかと思っています。もうすでに地権者の方とは契約が終わっているらしく、私達が何を言っても変更はないと思いますが、なぜ商業施設ばかりが増えるのですか。もっとこの地の事を考えてくださるのなら、もっと農家がこの先、生計が成り立つような開発を考えて頂きたいと思ひます。農地は後継者もだんだんといなくなり、農家は農地を手放しています。相続をしたとしても農家では食べて行けません。税金だけでも稼げないのが現状では、農家の担い手は無くなる一方で、広大な平地の広がる農村地帯がどんどんと荒れる一方です。この地をどの様にしていこうと考えているかお聞かせください。よろしくお願ひいたします。	農林水産部	農地調整課	農地を農地以外のものにしようとするには、農地法の許可を受ける必要があります。個々の農地転用については、許可権者（権限移譲された市町であれば転用面積に応じて2ヘクタール以下は市町、2ヘクタール超は県）が農地法に基づき判断しています。	すでに実施している
32 (A)	2015/5/26	電子メール	苦情	職員の身なりについて	金髪の公務員らしからぬ男性職員がいるのですが、良くないと思ひます。	伊勢庁舎志摩庁舎	宮川伊勢用水室農林水産事務所	貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。平素より県民の皆様方から誤解を受けないよう身だしなみについて注意喚起しているところですが、再度、全職員に周知しました。今後とも引き続き、県民の皆様方に不快感を与えることがないように、職員に周知徹底してまいります。	すでに実施している
33	2015/4/6	電子メール	提案意見	三重県のこれからの経済と雇用について	現在の社会に蔓延している雇用・不況に関しては、「売り上げは、ある程度賃金に依存している。より高い賃金を出せば、その金はどこかで使われ、ほかの分野の店主や卸売り業者や製造業者、それに労働者の繁栄につながり、それがまた我々の売り上げに反映される。」「全国規模の高賃金は全国規模の繁栄をもたらす。」という視点が欠落していると思ひます。「若者の～離れ」などという言葉を見ればわかると思ひますが、若者は労働者であり、また消費者でもあるのです。30歳代の平均年収がここ10年ほどで100万円近く落ち込んでいることを考えれば、現在の消費者が買い控えを続けるのも当然のことと思ひます。それ故に、現在の企業経営層にこの言葉を伝え、今一度賃金を払っている相手は誰か、自分たちの商品を買うのが誰かを思い出させて欲しいのです。幸いにも数年前の過剰な円高から回復し、製造業が国内回帰をしている現在の流れにおいて、この思想が広まれば一層の国内経済の活発化が見込めると思ひます。それは賃金・雇用問題にのみならず、少子化対策や年金問題についても改善要因になり得ると考えます。これからの三重県政に期待をしています。	雇用経済部	雇用対策課	貴重な御意見をいただきありがとうございます。三重県では、若年者等の安定した雇用による経済的基盤の確立を目指し、職業能力の開発や就労支援に取り組んでいますので、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

34	2015/5/1	電子メール	要望	有給休暇取得等について	私の勤め先は、有給休暇の取得の理由に細かい制限があり、なかなか取れません。支給される日数も労働基準法で定められたものより、何日も少ないです。退職するときにも取れません。有給休暇は労働者の権利であって、細かい理由はいらないはずですが、会社名は「内部の者が・・・」と思われてしまうと私たち労働者には負になることもあり、言えません。私は「確認のような意味で、各企業に有給休暇の取得がきちんとされているかどうかの確認の文書を出して頂きたい。」とお願いましたが、「そのようなことはしていません。」とのことでした。労働者でも、雇う側でも、詳しく知らないこともあるとは思いますが、雇う側は分かっても、取得させない方向に持っていくところがあります。労働者にも届くような通達の文書を各企業に出すように、関連する機関に指示して頂けないでしょうか。有給休暇の正しい取得ができるように、どうか、よろしく願います。	雇用経済部	雇用対策課	御意見ありがとうございます。有給休暇が取得できない、支給日数が法定より少ないなど労働基準法が守られていない企業を監督・指導する権限は国が持っており、地域の労働基準監督署がその業務を担っています。県では、休暇の取得促進や長時間労働の抑制など働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、セミナー開催等の啓発事業に取り組んでいます。なお、厚生労働省が所管する「労働政策審議会労働条件分科会」では、現在、年次有給休暇の義務化など働き過ぎ防止のための法制度整備について議論されているところです。	反映は困難である
35	2015/5/7	電子メール	提案意見	スマートフォンのゲームを活用した観光振興について	スマートフォンの実世界陣取りゲームをご存知でしょうか。このゲームは実際の場所を訪れて遊ぶ必要があるため、町おこしに利用する行政が増えています。県の職員と県立大学の学生が参加している県もあるそうです。このゲームを、三重県でも観光振興へうまく使えると思います。大学などと手を組んで実施すれば良いと思います。まずは取組に関し、実施している他県に問い合わせてみてはいかがでしょうか。	雇用経済部	観光政策課	この度は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。三重県内でのスマートフォンのゲームの展開につきましては、先日、志摩市公認キャラクター「碧志摩（あおしま）メグ」が登場し、賢島エリアのポータルをピックアップした「碧志摩メグの里海巡り」という専用のコースが完成したところです。なお、この他に三重県内で楽しめるスマートフォンアプリとして、AR（拡張現実）機能を使って伊勢志摩地域や東紀州地域の観光情報を取得できる「かざすCITY」や、中南海地域の旅をサポートする「み☆た☆す」などがございます。また、無料でご利用いただける公衆無線LAN「FREE Wi-Fi MIE」の整備を進めて、外国人旅行者等の利便性の確保にも取り組んでいるところです。いただいた御意見も参考にしながら、三重の旅をさらに楽しいものにする企画と環境整備に取り組んでまいります。	施策の参考とする
36(B)	2015/5/28	電子メール	提案意見	プレミアム旅行券について	プレミアム旅行券が発売されることは嬉しいことですが、有効期間はどのようになっているのでしょうか。その点についての説明が欲しいです。	雇用経済部	観光誘客課	この度は「みえ旅プレミアム旅行券」のご案内に関し、御不便をおかけして誠に申し訳ありませんでした。いただいた御意見も含め、お客様からいただいた御質問に対する回答を三重県のホームページに掲載いたしました。 http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2015050305.htm 今後もできるだけ分かりやすく旅行券の御案内ができるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
37	2015/4/20	電子メール	提案意見	サミットの開催地について	サミットを木曾岬干拓地で開催してください。	雇用経済部	サミット総務課	この度は、2016年に日本で開催予定の主要国首脳会議（サミット）の開催地について、ご意見いただき、ありがとうございます。三重県は、今年の1月に首脳会議の誘致を目指すことを表明し、開催地を伊勢志摩地域とする誘致計画を外務省に提出しています。江戸時代、伊勢神宮に向かう参拝者たちは、食事や宿泊を提供してくれる街道沿いの人々に感謝しながら伊勢に向かいました。報酬を受け取らず、旅人をもてなすといった当地域が育んできた文化は、多様な価値観を受け入れ共存するという、日本人の精神性の原点でもあります。その精神を現在にも受け継ぐ当地域は首脳会議参加国による世界へのメッセージ発信の場として、まさに、最適地であると考えています。また、会議場や首脳の宿泊施設として提案している志摩市内のホテルは、日本を代表するホテルの一つであり、部屋から見える英虞湾に沈む夕日も絶景です。さらに、会場地として提案している賢島は、同島への進入が2カ所の橋梁に限定されており、警備上の点からも優位性があると考えています。以上のような理由から、伊勢志摩地域を首脳会議の開催地として提案したところです。開催地が伊勢志摩地域に決定した場合でも、三重県でのサミット開催であることから、三重県全体でサミットの開催・成功に向けて取り組んでいきたいと考えています。残り短い期間ではありますが、誘致に向けて全力で取り組んでおりますので、ご理解とご協力の程、よろしく願い申し上げます。	反映は困難である
38(A)	2015/5/12	電子メール	苦情	職員の身だしなみについて	ある建設事務所に乗入申請の件で伺ったところ、保全室の職員に対応してもらいましたが、私が名刺を出して挨拶をしても、名刺をいただけるどころか名乗りもしませんでした。名札をしていなかったため名前もわかりませんでした。その職員は三重県から支給された作業服を着ており、前のボタンファスナーをしないで全開にして、袖のボタンをしないでパカパカさせていました。話の流れで「お名刺をいただかなかったのでお名前が解りませんが」と、名前を尋ねても、名刺を持って来るでもなし、名札をするでもなく、名乗りもされませんでした。確か業務中は名札をするのは規則ではなかったでしょうか。窓口でお客様と対応する際に、身だしなみや名札を付けるというレベルの規則を守れない、社会人としての常識がない職員に、大切な公務を本当に任せても良いのか本当に不安です。	県土整備部	県土整備総務課	御意見ありがとうございます。勤務時間中の身だしなみや来客対応での基本的なマナーについては、かねてより職場の会議等の場で注意を促し、県民の皆様からの信頼を確保できるよう指導しているところです。また、名札の着用については、通知により「職員が庁内にいる場合、勤務中に着用すること。」「来庁者にとって見やすい位置に着用するなど、氏名がわかりやすいような着用とすること。」とされており、職員に周知しているところです。御指摘いただきました作業服の着用方法については、具体的に定めたものはありませんが、名札や作業服の着用に限らず、今後とも引き続き、接遇・サービス提供意識の向上について職員に徹底し、県民の皆様からの信頼確保に努めてまいります。	すでに実施している
39	2015/5/18	電子メール	提案意見	北勢バイパスの早期開通について	中勢バイパスの新規開通で本当に便利かつ快適になりました。渋滞は確実に改善されています。四日市市の北勢バイパスでも、富田山城線まで開通したことにより、国道1号線の川越町・朝日町地内の混雑も多少は改善されたと実感していますが、まだ抜本的な改善には程遠いというのが現実です。北勢バイパスの全通は急務です。四日市市日永地内の国道1号線の慢性的渋滞は一向に改善されていません。そして、並行する旧東海道は本来なら「観光資源」であるのに、「渋滞抜け道」と化し、「街道ウォーク」の皆さんを危険にさらしています。引き続き県や沿線自治体と連携し、国へ早期のバイパス全通、つまりは「第二の三重県縦貫道」の実現に向けてご努力をよろしく願い申し上げます。このことについて県としての見解を聞かせてください。	県土整備部	道路企画課	御意見ありがとうございます。北勢バイパスは、国により整備が進められており、開通後には、四日市市の市街地を通る国道1号及び23号の交通が分散され、移動時間の短縮や渋滞緩和が期待されます。県としては、北勢バイパスが早期開通できるよう、国に対し整備促進を強く働きかけていますので、御理解をお願いします。	すでに実施している

40 (14)	2015/ 5/8	電子 メール	提案 意見	歩行障がい 者と歩道に ついて	近年は、バリアフリーで、駅を中心として整備されている歩道には必ずと言っていい程、視覚障がい者用のブロックが敷設されています。社会参加を促進する為の物だとは理解していますが、何故、間断なく敷設されているのですか。二足が健全である視覚障がい者にとっては、迷いもせず目的地に辿り着けるブロックですが、歩行障がい者や車いすを押す者にとっては、1mごとにブロックがある場所、ない場所を作るほうが良いと思います。また、歩道をわざわざ車道から高く土盛りして施工してあるため、歩道に面した駐車場などは車の出入りがしやすい様に、歩道の全体を斜めにカットしたり、ときには真ん中近くから急なカットもしてあります。これでは障がい者にとって移動が苦痛です。いろいろな施策を施してもらってはいますが、障がい者の中にはそのために外出を控えてしまう人もいます。こんな考え方は、バリアフリーやユニバーサル社会の実現に際しては、受け入れてもらえないのでしょうか。視覚障がい者のことばかりを優先させずに、歩行障がい者のことも考えて譲り合うことはできないのでしょうか。	県土 整備部	道路 管理課	御意見ありがとうございます。歩道整備にあたり、平成17年度からは、車の乗り入れ部分が斜めになることを抑えるとともに、視覚障害者の方が歩道部分を認識できる高さとして、車道より歩道を約5センチ高くしたセミフラット形式と呼ばれる歩道の設置を原則としています。この度御意見を頂いた平成17年度以前に施工された歩道については、セミフラット形式に改修していく必要があると考えていますが、隣接する建物との高さ調整が生じる等の理由により、早急に改修を行うことが難しい状況です。誰もが利用しやすい歩道を目指して歩道整備を行っていますので、御理解と御協力をお願いします。	反映は 困難で ある
41	2015/ 4/28	電子 メール	提案 意見	鈴鹿青少年 の森公園の 設備につ いて	孫と家族で鈴鹿青少年の森に行きました。ロケーションの良い中央広場等はテント設置禁止となっています。木陰も少なく、これから暑い季節に向かう中、設置されているベンチにでも日除けとなるものがあるかと思いました。全てのベンチとはいませんが、何か所でもかまいませんので何か設置を考えていただきたいと思ひます。随分快適になると思ひます。	鈴鹿 庁舎	鈴鹿 建設 事務所 総務・ 管理室	鈴鹿青少年の森をご利用いただきまして、ありがとうございます。現在、鈴鹿青少年の森の中央広場には四阿（あずまや）と呼ばれる、屋根とベンチ等が一体的に設置された日除け等を兼ねた休憩施設を設けています。また、広場の外周には樹林地が広がっており、木陰で休憩できる場所がございますので、その場所へ試行的にベンチ等を設置していきたいと考えております。今後も快適に公園を御利用いただけるよう努めてまいりますので、何卒、御理解いただきますようお願いいたします。	今年 度内 に反 映し たい
42	2015/ 6/4	電子 メール	要望	公園での猫 の餌やり等 について	鈴鹿青少年の森公園を、毎朝夕に愛犬の散歩に利用させていただいております。以前からとても気になっているのが、野良猫に餌を与える人が非常に多いことです。直接猫に餌を食べさせている人もいますが、道端に餌を置いていってしまう人もいて、そこに凄い勢いでカラスが飛んでくるので、正直怖い思いをしたこともあります。以前に比べて、この頃カラスが多くなったなとも実感しています。かつて何度となく、道端に置き餌をする人にやめてほしいとお願いをしたことがありますが、「自分が餌をあげなかつたら猫が死んじゃうだろう」と反論され、不愉快な思いをしました。猫に餌をあげるなどとは言いませんが、青少年の森の北東側入り口付近には、住宅地があるため、少なくともこのエリアでの無責任な餌やり行為は謹んでいただけないかと思うのです。園内にも看板を設置していただけないでしょうか。ご検討よろしくお願ひいたします。	鈴鹿 庁舎	鈴鹿 建設 事務所 総務・ 管理室	鈴鹿青少年の森をご利用いただき、ありがとうございます。現在、公園内で野良猫に無責任な餌やりをしている利用者を発見した場合は、当公園を管理している指定管理者から注意をしています。引き続き、野良猫に無責任な餌やりをしないよう、注意喚起に努めるとともに、公園内に啓発看板等を設置したいと考えています。今後も快適に公園を御利用いただけるよう努めてまいりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。	すで に実 施し てい る
43	2015/ 5/11	面談・ 来訪	要望	県道42号 線につ いて	2021年（平成33年）三重国体の開催に向けての要望ですが、津インターチェンジを降りて津芸濃大田山線を左折して中勢バイパス辺りに行った所の北側部分には歩道が無く危険ですから、歩道を設けて下さい。また、県道の両サイドに“花いっぱい運動”のキャンペーンもして欲しいです。	津 庁舎	津 建設 事務所 事業推 進室	御意見ありがとうございます。三重県における歩道の整備につきましては、小学校・中学校の通学路に位置付けられた箇所や、歩行者や自転車の通行量が多い箇所を中心に、順次整備を行っています。御意見いただいた箇所については、南西側にある大規模な公共施設の利用を考慮し、南側に歩道を整備しております。北側については、今後の通行量の推移を見ながら、歩道設置の必要性を判断してまいります。また、花いっぱい運動については、地元の皆様のご協力で、「道路美化ボランティア活動助成事業」や「ふれあいの道事業」などの制度を利用し、花植えなどをしていただくことができますので、御検討いただきますようお願いいたします。	反映は 困難で ある
44	2015/ 4/14	電子 メール	照会	みえ高校 生県議 会の開 催につ いて	平成26年8月に行われたみえ高校生県議会は、今年は、いつ行われるのでしょうか。現在、18歳選挙権が国会にて議題になっています。今年もみえ高校生県議会を開催して、議会や行政について実体験から学ぶ機会を設けるべきだと考えます。未来の三重県人を、育てるために、よろしくお願ひします。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	今年度は「みえ高校生県議会」の開催の予定はありませんが、昨年の三重県議会広聴広報会議で今後も継続していくことを決定しましたので、平成28年度以降の開催について今年度の広聴広報会議で検討するよう、次の広聴広報会議議長（三重県議会副議長）に引き継いでいきます。なお、いただきましたご意見は、全議員に周知させていただきます。	次 年 度 以 降 に 反 映 し たい
45	2015/ 5/20	電子 メール	苦情	三重県議 会議事 堂内の ソファに ついて	県議会議事堂の3階廊下にあるソファに座って休憩していたら、職員と思われる男性に声を掛けられました。「どちら様ですか」「何か御用ですか」と尋ねられましたが、その人は名札も着用しておらず名前も名乗らずでした。失礼だな、と思いましたが、議員らしからぬ人間が座っていると声を掛ける決まりなのではないでしょうか。県議会の建物は公共のものではないのですか。なぜ座っているだけで名前を尋ねられなければならないのでしょうか。一般の県民が座ってはいけないのなら、その旨書いておいて欲しいですし、座るためにあるのでないならソファは撤去して欲しいです。また、当日は「節約のために見直しましょう」という放送が流れていたように思いますが、ソファも豪華でしたし、使われていない時もトイレなどに電気が点灯しており節約なんて感じられませんでした。県民の代表なのですし、県庁と同じ扱いで良いのではないのですか。議員の方々だけ特別なのでしょうか。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	御意見をいただきましたソファについてにつきましては、主に議長、副議長へのお客様にお待ちいただくために設置させていただいております。そのため、ソファにお座りのお客様に対しては、職員がどちらにご用のお客様が確認するために、原則お声がけをさせていただくことにしております。今回、職員の対応が十分でなかったため、御気分を害してしまい、誠に申し訳ありませんでした。対応しました職員には、厳しく注意をいたしました。今後、来庁された県民の皆様にご不快を与えることのないよう、改めて議会事務局の職員全員に周知徹底を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。また、御指摘をいただきました設備の点につきましても、改善に努めてまいりますので、重ねて御理解をお願いいたします。	すで に実 施し てい る

46	2015/4/28	電話	苦情	住所調査について	三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受け返還中の者の父親です。 先日、三重県教育委員会から本人宛ての文書が、私（父親）の家に届きました。文書には、本人の名前と住所が記載されていましたが、その住所は、数年前の住所であり本人の現住所ではありません。 郵送物が不達になり、私の家に郵送物が再送されたため、教育委員会が奨学金事務において本人の住所登録を変更したことが判りました。何故、住所登録を勝手に変更されなければならないのですか。 本人が住所を異動した際には、三重県教育委員会に届け出なければならない規定になっていることは知っていますが、私は届け出ていないので、県が調査しなければこの住所は分からないはずですが、滞納者の住所調査をすることは理解できますが、私は滞納していません。 本人の了承なしに住所を調査し、登録データを変更し、変更後の住所に文書を送付することは中止していただきたいです。	教育委員会	教育財務課	貴重な御意見ありがとうございます。 三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受けた方は、住所を変更した際には、異動届を提出していただく必要があります。 返還に関する情報は、滞納の有無に関わらず、本人に直接お知らせする必要がありますが、定期的な住所調査を怠ると住所特定ができなくなることがあるため、教育委員会でも定期的に住所調査を実施し、奨学金事務において登録された本人の住所を変更しています。 このような修学奨学金の貸与を受けた者等の住所調査は「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」及び「同施行規則」において認められている事務です。 住所調査は条例に認められた必要な事務であることをご理解いただきますとともに、制度変更に関する情報などを確実に御本人にお伝えするため、住所を変更された際には、規定に基づき異動届を提出いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
47(A)	2015/5/12	電子メール	苦情	会見時の服装について	謝罪記者会見を見ましたが、なぜ上のボタンをはずして会見するのですか。謝る気が全くないように見られると思います。	教育委員会	教職員課	この度懲戒処分とした事案につきましては、県民の皆様の学校教育に対する信頼を著しく損なうこととなり、深くお詫びいたします。御指摘いただきましたことにつきましては、真摯に受け止め、県職員としての信用と品位を損なわず、県民の皆様に不快感を与えないように努めてまいります。	すでに実施している
48(A)	2015/5/13	電子メール	苦情	教育改革について	公金を着服した校長が処分された件について、校長になるには試験もあるのでしょうか、面接や素行調査も行われると思います。教職員組合の関係者が県教育委員会への出向者ではないのですか。三重県教育の腐敗が見えるようです。このような人が子どもたちの先生になるようなことがないように、教育改革をしてください。	教育委員会	教職員課	この度懲戒処分した事案は、学校長としてあるまじき行為で学校教育に対する県民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、極めて重く受け止めています。このため、校長会総会や校長・教頭の研修会などあらゆる機会をとらえて、改めて自己の使命と職責の重大さを自覚し、学校運営に当るよう徹底したところです。また、校長等管理職選考における「校長・教頭として求める人物像」の中に「高い倫理観を持ち、自らを厳しく律することができる者」を新たに設けたところであり、今後、よりの確な任用に努めてまいります。	すでに実施している
49(A)	2015/5/13	電子メール	苦情	記者会見について	校長が公金を着服していたと報道されていましたが、この前もありましたよね。一体どうなっているのですか。県の教育委員会が校長を決めているのですよね。会見では、決めるほうは全然責任がないような弁解でしたが、誰も責任を取らないのですか。	教育委員会	教職員課	この度懲戒処分した事案は、学校長としてあるまじき行為で学校教育に対する県民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、極めて重く受け止めています。このため、校長会総会や校長・教頭の研修会などあらゆる機会をとらえて、改めて自己の使命と職責の重大さを自覚し、学校運営に当るよう徹底したところです。今後とも、服務規律の確保を徹底し、教育に対する県民の皆様の信頼に応えられるよう努めてまいります。	すでに実施している
50(A)(B)	2015/4/27	封書・葉書	苦情	職員の行動について	教育委員会事務局学校施設課の職員が、勤務時間中、県のコピー機を使い多量の私用コピーをしています。このような行為は県職員としてのモラルに欠けると思います。事実の確認をしてください。	教育委員会	学校経理・施設課	御指摘いただきました件について、職員に聴き取り調査を行ったところ、1名の職員が平成26年12月から平成27年2月までにかけて、約4回にわたり県のコピー機で私用コピーを行っていたことを確認しました。職員には当該行為について厳重に注意を行い、本人も深く反省しているところです。また、私用でコピーした分のコピー料金（10円/枚×160枚）は、県に納付させました。職員に対しては、かねてより公私の区分について会議等を通して注意を行ってきたところですが、今回のような行為があったことを深くお詫び申し上げます。今後は、改めてコンプライアンスの重要性について職員への徹底を図ってまいります。	県民の声を受けて実施した
51	2015/4/14	電子メール	苦情	バス通学について	子どもは小学校に、市バスで通学しています。朝の登校時のバスが、ある高校の生徒の登校と重なるため、混み合い、運転手の横に立ったり、ドアの開閉階段に立ったまま乗車するなど、乗り込めないほど毎日満員です。その高校のスクールバスもありますが、人数が多く乗りきれないので、小学生が乗るバスにも乗っている状態が続いています。以前からその高校やバス会社などに改善を求めています、状況は全く変わらず、何度も小学生が車内でドミノ倒しのようなこともおきていて危険でした。なんとか改善はできないのでしょうか。	教育委員会	高校教育課	御意見ありがとうございます。現在、当該県立高校にバスで通学している生徒は、運行時間順に、早い時間の定期路線バス、バス運行会社に依頼して当該高校の生徒のために増便しているバス（通称「スクールバス」）、そして、遅い時間の定期路線バスのいずれかに乗車して通学しています。さて、御指摘いただきました内容につきまして、当該県立高校に状況を確認しましたところ、高校も状況を把握しており、遅い時間の路線バスに乗車する生徒が多くいることから、近隣の小学校やバス運行会社と対応を協議しているところです。現在の運行形態から、バス運行会社に対し、増便している分と遅い時間の定期路線バスを同じ時間に2台連ねて運行してもらうよう要請しましたが、バス運行会社からは、バスを2台連ねて運行することは安全確保の点から難しいとの回答がありました。そこで、当該県立高校では、バスに乗車している児童・生徒等の安全が確保できるよう、教職員による生徒への注意喚起や乗車指導を行うなど、現在改善に努めているところです。今後とも、児童・生徒が安心して通学することができるよう、当該県立高校と連携し、生徒の指導に努めてまいります。	すでに実施している
52	2015/4/24	電話	苦情	県立高校の生徒のマナーについて	ある県立高校の生徒が、自転車で道路に広がって下校しており非常に迷惑な思いをしました。今回だけでなく日常的にそのような光景が見られるので、先生が道路に立って指導するなど、改善をお願いします。	教育委員会	生徒指導課	高校生の登下校時のマナーについて、御意見いただきありがとうございます。当該の高等学校では、これまでも登下校時のマナー等について度々指導を行っているところですが、御指摘を受け、改めて各ホームルーム及び全校集会等で繰り返し指導を行うとともに、立哨指導と併せて登下校時のマナー向上について指導徹底を図っているところです。御指摘のありました件については、当該校に伝えるとともに、地区別高等学校生徒指導連絡協議会においても、各学校の登下校時における交通安全及びマナー向上の取組を進めるよう指導していきます。今後とも、高校生の交通安全及びマナー向上に取り組んでまいりますので、御理解と御協力の程よろしく申し上げます。	すでに実施している

53	2015/6/1	電子メール	提案意見	高校生の通学マナーについて	高校生が電車の中で勉強に熱心にいそむのは結構だと思いますが、手荷物を床に置き、足の踏み場もない時があります。無人駅での乗り降りは最前部の乗降扉まで移動する必要があり、足にハンデを持つ私には大変な労力を要します。車輦には、網棚という荷物スペースがあるので、国語や算数を教えるのも重要ですが、適切な社会マナーもきちんと指導すべきです。	教育委員会	生徒指導課	高校生の鉄道乗車マナーに対する御意見ありがとうございます。各県立高等学校におきましては、日頃からホームルーム活動等で交通安全・交通マナーの啓発、登下校時の交通指導等を行うなど、交通マナーの向上に取り組んでいるところです。御指摘のありました高等学校に確認しましたところ、当該高等学校においても定期的に通学駅での乗車指導等を行うなど、日頃から通学マナー向上に取り組んでいるとのことでした。しかしながら、周囲への配慮がマナー向上の根幹であることを念頭に、県教育委員会といたしましても、当該高等学校に指導するとともに地区別高等学校生徒指導連絡協議会を通じ、各校におけるマナー向上の取組を徹底するよう指導の充実に努めてまいります。今後とも、三重県の教育に御協力の程よろしく申し上げます。	すでに実施している
54	2015/4/27	電子メール	提案意見	文化財等の被害対策について	近年、相次いでお寺や神社の文化財等が被害に遭っています。水際対策等をしっかり行ってほしいです。	教育委員会	社会教育・文化財保護課	御意見ありがとうございます。三重県教育委員会では、4月9日と30日に各市町の文化財主管課、文化財の所有者、県文化財保護指導委員等に対し、文化財保護への注意喚起と防犯徹底の通知・依頼をいたしました。引き続き警察とも連携し、巡視を強化するなどして、貴重な文化財を後世へと伝えていきたいと考えています。	すでに実施している
55	2015/4/7	電話	苦情	ラジオの選挙CMについて	ラジオで流れる選挙CMをやめてほしいです。知事選、県議選は分かっています。選挙、選挙・・・というさいです。このまま流すなら選挙には行かないと思います。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会では、今回の知事・県議会議員選挙に当たり、近年の選挙における投票率の低下を踏まえ、多くの有権者に選挙の投票日等を周知するため、ラジオCM、新聞広告等、各種啓発事業に取り組んでおります。御意見のありましたラジオCMについては、ラジオを聴く時間は各人で様々であるため、より多くの有権者に届くよう、できるだけ広い時間帯でCMを流しております。ラジオを長時間聴かれる方には何度も同じCMが流れることとなりますが、投票率の向上に向けた取組であることを、御理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
56	2015/5/18	電子メール	提案意見	投票済証について	一部労働組合では、投票済証の裏面に組合員・家族の名前を記入して提出させるという選挙対策の活動が行われています。投票率が低下し、政治離れが問題視されている昨今において有用な活動と考える方もいるでしょうが、はたしてそうでしょうか。各種の団体が候補者を擁立し、様々な立場の利害や保護主義に走ることをすべてを否定するわけではありませんが、その結果一部の巨大企業、団体の優遇や格差、貧困、犯罪の増加を生み出していると考えます。正社員が会社という組織の中で埋没し、選挙の歴史も理解できず、自ら考える力を削がれ選挙に参加しています。非正規雇用者はその主張を代弁してくれる政治団体をもたず、無気力となり投票に行きません。若者の政治離れ、投票率の低下を招いているのは、団体に押され決まりきった選挙をし、当選したら決まりごとのようにバンザイするような政治家と政治活動の在り方です。結果として政治不信や無関心者を増やし、低下する投票率を上げるために投票済証を利用したり、18歳に選挙年齢を引き下げて労働組合がより組み込みやすくすると治世が乱れ格差が固定された国家になっていきます。投票済証に法的根拠はありません。地方自治体によっては廃止しているところもあります。投票済証の廃止は不可欠です。投票率を上げるために投票済証を発行し続けていても、より良い共存社会を作っていくと意識して協力してくれる若者は増えていきません。人に目を向けて、民主主義の大切さを訴え、歪んでモラルハザードばかりになっている社会を正すことで、関心を持ってもらい信頼を増やし、協力者を増やすことです。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	投票済証につきましては御提案のとおり公職選挙法等に記載はありませんが、有権者からの申出に基づき各投票所の投票管理者、市町選挙管理委員会の委員長名等で発行されていると伺っております。また、県選挙管理委員会としましては、投票済証の発行につき、各市町の選挙管理委員会に要請等は行っておりません。投票済証について法的根拠がない以上、その発行については各市町選挙管理委員会の判断によるものと承知しておりますが、有権者から申出があった場合、その申出そのものを拒否する根拠もないものと考えます。御提案いただきましたように、投票済証の発行と投票率には関連性はないとは思われますが、選挙管理委員会としましては、有権者の方からの申出に基づき投票済証を発行すること自体までを拒否することは困難であると思われまますので、その旨御理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする